

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和2年10月20日、午前11時10分頃、君津市南子安六丁目18番8地先で発生した交通事故。 交差点を直進しようとしていた本市所有の軽貨物車と、右側から直進してきた相手方所有の軽貨物車が走行中に接触し、損害が生じたもの。
和解の相手方	個人（木更津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、相手方の損害74,173円のうち、14,835円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和2年11月13日

令和2年11月30日提出

君津市長 石井宏子